

令和4年6月30日

保護者 様

幸手市教育委員会教育長  
幸手市立幸手中学校長

同居家族に発熱等風邪症状がある場合の児童生徒の対応について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、幸手市内の新型コロナウイルス感染症の罹患状況を鑑み、下記のとおり対応とします。

つきましては、適切な対応について御配慮をお願いします。

#### 記

#### 1 児童生徒が登校できる条件

- (1) 同居家族に、発熱等風邪症状があり、抗原検査またはPCR検査を受診し、結果が陰性だった場合

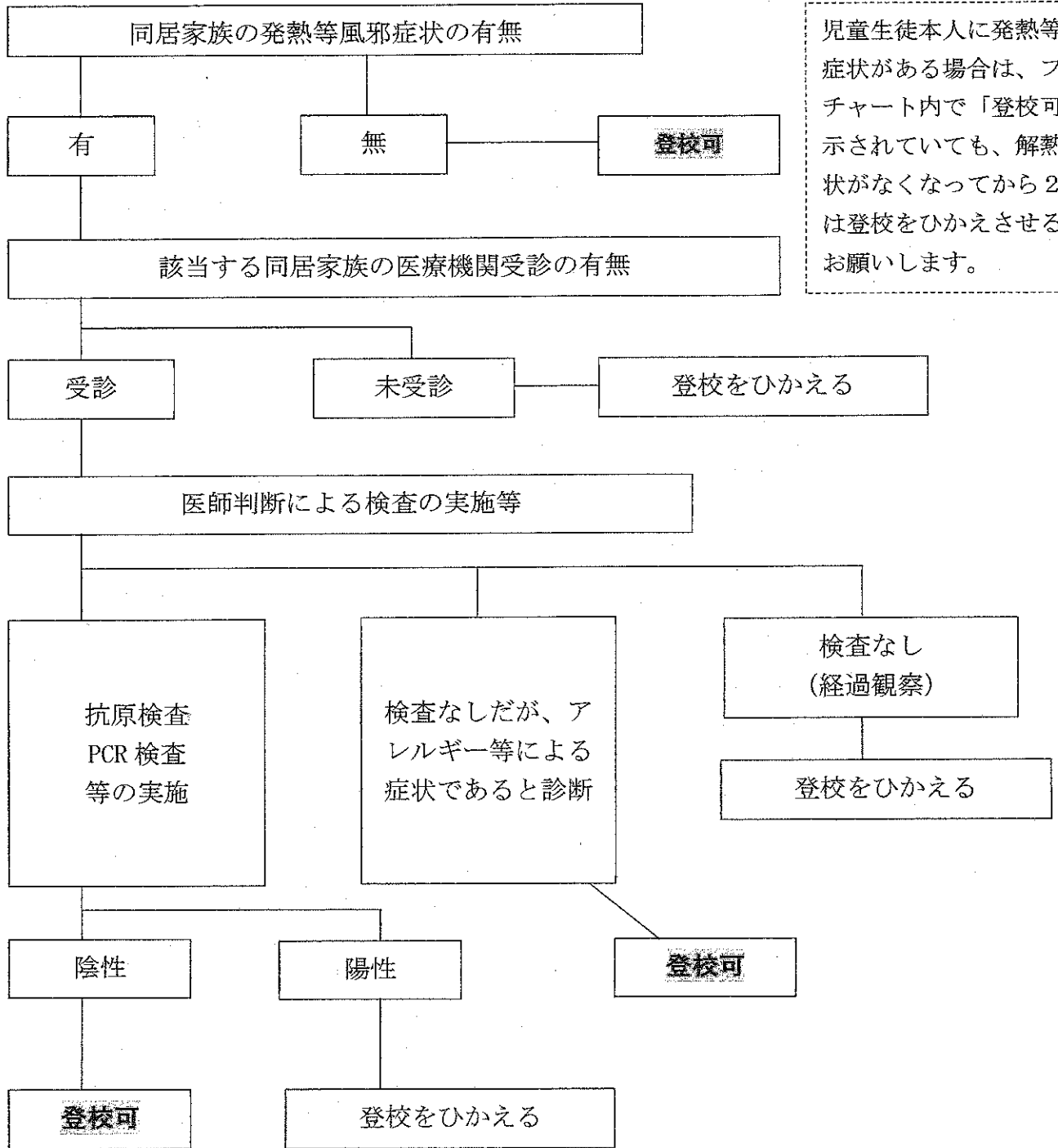
#### 2 児童生徒の登校を控えさせる条件

- (1) 同居家族に、発熱等風邪症状がある場合
- (2) 同居家族に、発熱等風邪症状があり、抗原検査またはPCR検査を受診し、結果が陽性だった場合
- (3) 同居家族の抗原検査またはPCR検査の結果が不明の場合

#### 3 その他

- ・児童生徒本人に発熱等風邪症状がある場合は、引き続き登校を控えさせるようお願いします。
- ・同居家族に発熱等風邪症状がある場合の対応について、裏面フローチャートにて御確認ください。

同居家族に発熱等風邪症状がある場合の児童生徒の対応について【フローチャート】



児童生徒本人に発熱等風邪症状がある場合は、フローチャート内で「登校可」と示されていても、解熱等症状がなくなってから2日間は登校をひかえさせるようお願いします。